

令和7年（2025年）8月14日

令和7年度 熊本市総合計画審議会の開催について

本市では、人口減少などの社会経済情勢の変化や様々な地域課題に対応した「上質な生活都市」を創造していくため、熊本市第8次総合計画に基づくまちづくりを推進しています。

本計画の令和6年度の評価・検証（行政評価）及び新しい地方経済・生活環境創生交付金事業の実施状況の審議を行うため、下記のとおり熊本市総合計画審議会を開催します。

記

1 日 時 令和7年（2025年）8月18日（月）15時00分～17時00分

2 場 所 市役所 本庁舎4階 モニター室

3 委員名簿 別添のとおり

4 議 事（予定）

- (1) 熊本市第8次総合計画の行政評価について
- (2) 新しい地方経済・生活環境創生交付金事業の実施状況

5 その他

- ・会議は公開します。
- ・熊本市第8次総合計画は以下の本市ホームページに掲載しています。

[熊本市第8次総合計画について / 熊本市公式サイト](#)

<問い合わせ先>

熊本市 政策局 総合政策部

政策企画課（096-328-2035）

課長：松永

令和7年度 熊本市総合計画審議会 委員名簿

(10名 50音順 敬称略)

氏名		ふりがな	所属団体等	備考
1	茨木 いずみ	イバラキ イズミ	公募市民	
2	小林 寛子	コバヤシ ヒロコ	東海大学 客員教授	
3	澤田 道夫	サワダ ミチオ	熊本県立大学総合管理学部 教授	
4	鈴木 桂樹	スズキ ケイジュ	熊本大学 名誉教授	
5	園田 栞鈴	ソノダ カリン	熊本市立必由館高等学校 文理総合探究科文理コース 第2学年	
6	原山 明博	ハラヤマ アキヒロ	熊本商工会議所 専務理事	
7	本間 里見	ホンマ リケン	熊本大学大学院先端科学研究部 教授	
8	前田 克	マエダ マサル	熊本日日新聞社 論説委員会 副委員長	
9	森田 康昭	モリタ ヤスアキ	日本労働組合総連合 熊本県連合会熊本地域協議会 議長	
10	八幡(谷口) 彩子	ヤハタ(タニグチ) アヤコ	熊本大学大学院 教育学研究科 教授	

熊本市総合計画審議会運営要綱

制定 令和4年(2022年)12月16日 市長決裁

改正 令和7年(2025年)3月27日 市長決裁

(設置)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市総合計画(以下「総合計画」という。)の評価・検証及び中間見直し並びに次期総合計画の策定に必要な事項を審議するため、熊本市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、条例別表に掲げる設置目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 総合計画の評価・検証に関すること。
- (2) 総合計画の中間見直しに関すること。
- (3) 次期総合計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年以内とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長を置き、委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、総合計画に関する具体的な検討等を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の部会長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別途定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策局総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。